

学校法人大正大学総合政策会議規程

令和2年7月1日

改正 令和2年8月24日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大正大学（以下「本学」という。）理事会が策定した持続可能な競争優位を担保するための戦略的経営及び教学運営の方針並びに当該方針に基づく具体的施策の決定機関として設置される総合政策会議（以下「本会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 本会は、専務理事、学長、副学長、事務局長及び副事務局長をもって構成する。

2 執行役員は、本会で別途決定した場合を除き、本会に出席し、意見を述べ、出席者からの質問に対して説明を行う。

3 専務理事又は学長は、必要と認める場合は、教職員を出席させることができる。

(招集)

第3条 本会は、専務理事が招集し、議長となる。

2 専務理事に事故あるときは、あらかじめ専務理事が指名した者がその職務を行う。

(議決)

第4条 本会の議事は、第2条1項に定める本会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第2項の執行役員は、議決権を有しない。

(審議事項)

第5条 本会は、次に掲げる事項を審議し、必要事項を処理する。

- (1) 本学の戦略的経営及び管理運営の方針及び当該方針に基づく具体的施策に関する事項
- (2) 戦略的教學運営方針及び当該方針に基づく具体的施策に関する事項
- (3) 前2号に基づく取り組みの点検・評価結果の改善に関する事項
- (4) 大学の設立目的実現に向け緊急に取り組むべき事項
- (5) その他常務理事会により委任された事項

(議事録)

第6条 議長は、本会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(開催)

第7条 本会は、毎週1回を定例会とし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(管掌)

第8条 この規程の事務管掌は、総合政策部法人秘書課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月24日から施行する。